

仕 様 書

1. 件 名 医療用材料の物品管理等業務委託

2. 目 的 QST 病院（以下「当院」という。）における医療用材料の物品管理・搬送業務を一元的購買管理業務とし、院内在庫の適正化、購買単価の低減、医療用材料の使用情報の蓄積、物品管理に要する業務量の削減及び診療報酬請求への確実な反映を図ることを目的とする。

3. 業務期間 令和8年4月1日～令和11年3月31日

4. 履行場所 〒263-8555 千葉市稻毛区穴川4-9-1
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
Q S T 病院

5. 仕 様

（1）委託業務開始までに必要な準備行為

- 1) 委託業務開始までに下記を導入し、業務開始日から速やかに委託業務を遂行できるようにすること。
 - ① 医療用材料の物流管理システム 一式
 - ② USB バーコードリーダー 1 台
(導入する医療材料の物流管理システムが当院の所有するバーコードリーダー (OPL-6845-USB) と互換性がない場合に納品を要する。)
- 2) 医療用材料の物流管理システム（以下、「SPD システム」という。）は下記の仕様を満たすこと。
 - ① SPD システムはクラウドコンピューティングにより提供できること。
 - ② SPD システムを使用可能にするために設定が必要な場合は受託業者の責任において設定すること。（SPD システム使用端末設置場所：3 階病院事務課及び 2 階中央材料室）
 - ③ 保険請求できる物品の判別が可能なシステムであり、マスタ内に最新の保険請求情報が付加されていること。
 - ④ 償還価格の改正や製造中止情報等が毎日自動で更新され表示できること。
 - ⑤ 受託業者は物品管理データに有効期限等の情報を取り込み、有効期限の警告表示ができること。
 - ⑥ 部署別の消費明細が閲覧・出力可能であること。
 - ⑦ 以下の項目を設定できること。
 - ・ 物品名
 - ・ 部署別定数
 - ・ メーカー
 - ・ 梱包単位
 - ・ 保険請求名称マスタ
 - ・ 分類マスタ
 - ・ ロット、滅菌期限の管理
 - ・ 当院の医事請求コード
 - ⑧ 物品在庫出納各集計データを CSV 形式の書式で出力できること。
 - ⑨ 登録された物品の年度別の管理が可能であること。
 - ⑩ すべての入力項目について画面での参照が可能のこと。

- ⑪ 定数管理物品を供給する部署の必要量の調査を行い、当院と協議のうえ部署毎の定数を定めること。
- 3) USB バーコードリーダーの準備が必要な場合は下記の仕様を満たすこと。
① SPD番号バーコードを読み取ることができること。
② OPL-6845-USB 同等品 USB 接続 CCD センサー 手持ちタイプ
- 4) 委託業務開始までにシステムの操作方法を当院の担当者に説明すること。
- 5) SPD システムは、以下のセキュリティ対策および障害対策を講じていること。
①データセンターは主サイトの他に代替サイトを有し、共に日本国内に所在していること。
②ファイアーウォールによる不要通信の遮断
③通信はSSL暗号化通信であること
④物理的セキュリティを講じていること
⑤SPD システムログイン時に ID とパスワードにより利用者制限が可能であること
⑥障害対策として代替サイトを有しており、障害発生時に切り替えが可能であること
⑦データの日時バックアップ
- (2) 業務における基本条件
- 1) 一般医療用材料、特定保健医療用材料、衛生材料等医療用材料、(以下、「医療材料」という) の在庫管理、消費管理を行うものとする。
 - 2) 管理運用方法は院外倉庫型(院外の物流センターを SPD 倉庫とし材料を保管することで院内に倉庫スペースの必要がなく、物流センターの作業スタッフを他施設と共有し、部署毎に品揃えを行い、梱包した物品を SPD 倉庫より配送便で当院へ移送し各部署へ届ける) とし、物品調達は受託業者が一括して調達する。
 - 3) 使用期限切れ防止を図ること。
 - 4) 各部署の適正な定数設定と欠品が生じない供給体制を構築すること。
 - 5) 各部署の物品管理に係る当院職員の物品請求、搬送業務、物品管理業務の軽減・合理化を図ること。
 - 6) 定数外物品についても調達が可能であり、各部署の集計データに反映できること。
 - 7) 定数管理物品については、医療材料の最小単位及び個包装の対応が可能であること。
 - 8) 流通単位より小分けした定数管理物品で、使用期限切れが近づいた物や定数管理対象外にした後、使用期限切れが近づいた物については有効利用できるよう、各部署での同系品で使用が見込まれる等の情報を提供し、使用期限切れが極力発生しないよう在庫管理をすること。使用期限が 2 カ月となった場合は当院の買取りとする。
 - 9) 受託業者に取り扱いのない医療材料は、仕入れ業者から受託業者が購入し、受託業者の在庫として管理すること。
 - 10) 定数管理物品は、バーコードラベル等を添付して定数管理物品管理部署に預託品として配置し、当院職員がバーコードラベル等を剥がした時点で所有権が受託者から当院に移転し、債務が発生するシステムとすること。ただし、医療材料のうち毒物劇物及び医薬品全般は預託品として取り扱わないものとし、当院に配置された時点で所有権が受託者から当院に移転されたものとする。
 - 11) 契約物品の製造中止や型番変更等に伴う後継品・同等品については、その都度情報提供を行い、品目や発注単位の変更が可能であること。
 - 12) 契約期間は本仕様書の要件を満たすシステムを設置し運用するものとする。
 - 13) 年度毎の実勢による単価見直し及び年度の途中であっても、メーカーによる金額の変動等があった場合、速やかにこれを報告し、機構担当者と協議の上、単価の変更を行うこと。
 - 14) 本業務で対象とする医療材料は別表のとおりとする。なお、予定数量は現時点で予想される数量であり、発注数量を保証するものではないことに注意すること。
 - 15) 契約期間終了後、定数管理物品については、当院が買い取るものとする。ただし、次年度にお

いても契約相手方として決定している場合においてはその限りでない。

(3) 物流管理方式

- 1) 受託業者が別表の医療材料に対し一括仕入れ処理を行うこと。
- 2) 医療材料については以下に分類し、受託業者が管理すること。詳細については当院と協議の上決定する。
 - ① 定数管理物品
 - ア) 受託業者は、定数管理物品を定数管理物品供給部署に預託配置し、当院内でバーコードラベルの読み込みにより使用情報を送信することで、定期的に補充されること。
 - イ) 受託業者は3ヶ月毎に棚卸しを行い、破損、汚損状況のチェックと有効期限の確認を行うこと。
 - ウ) 定数物品の医療材料について請求されたものは、いざれかの部署で定数配置されているものがあれば部署間で移動することができる。
 - ② 定数外物品
 - ア) 定数外物品を臨時発注した場合は、業務に支障を来さない様に供給すること。
- 3) 物流業務全般
 - ① 定数管理物品は出荷時にバーコードラベル等を貼付すること。
 - ② 定数管理物品のバーコードラベル等は、当院が回収し、バーコードリーダーによる読み込みなど一連のシステム操作は当院職員が行う。
 - ③ 読み込んだ品名、数量、部署についての一覧表が表示できること。
 - ④ 各部署への配送、棚卸作業は当院と協議の上決定し受託業者が実施すること。
 - ⑤ 受託業者は預託物品在庫管理を行うこと。
ただし、医療材料のうち毒物劇物及び医薬品全般は預託品として取り扱わないものとし、当院に配置された時点で所有権が受託者から当院に移転されたものとする。
 - ⑥ 保険請求可能な物品について、保険償還ラベルを添付することにより請求漏れ防止対策を講じること。
 - ⑦ バーコードラベルには、物品情報、医事コード、医事コードのバーコード、保険請求名称、償還価格等の情報を記載すること。
 - ⑧ 単価の高い対象品目は、別途協議の上保険ラベルとは別に色分けしたコストラベルを添付すること。

(4) 搬送業務

- 1) 供給頻度：定数管理物品については、当院と協議の上、定められたスケジュール（原則毎週月・水・金とする。ただし、祝日・年末年始を除く。）に基づき一括配達すること。
- 2) 供給場所：管理部署と予め打ち合わせを行い定められた場所に納品すること。
- 3) 定数管理物品が不定期または一時的に多く使用される場合、即時に供給できる体制が構築できること。

6. 受託者に必要な要件

- (1) S PD倉庫が関東圏内にあること。
- (2) S PDシステム不具合時における体制が整備されていること。
- (3) 100床以上の病院における同種のシステム運用実績（受託数）を有していること。

7. 提出図書

- (1) 業務開始前までに下記の書類を提出すること。
 - 1) システムに関する説明書（システムが変更する場合。）

(2) 月毎に下記の書類を提出すること

- 1) 完了報告書
- 2) 納入物品の明細

8. 檢査

作業完了後、当院職員が、所定の用件を満たしていることを確認したことをもって検査合格とする。

9. その他

- (1) 本仕様書に記載されている事項に関する疑義は、全て当院と協議の上決定するものとする。
- (2) 業務遂行上問題が生じた場合は直ちに当院に報告のうえ、必要に応じて双方協議のうえ問題の解決を図ること。
- (3) 情勢の変化により仕様内容について追加、変更する必要が生じた場合には、双方協議の上、決定する。
- (4) 預託物品配置の事前の打ち合わせを行い、物品配置完了後は運用調整、動作確認を行うこと。
- (5) 受託業者が知り得た情報は当院の許可なく外部へ漏らすことなく、守秘義務を守ること。
- (6) 受託業者が病院内の配達を行う場合は、名札をつけ、各部署に提示して配達を行うこと。
- (7) 受託業者の搬送用車は、定められた病院の駐車場を使用すること。
- (8) 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 千葉地区内は全面禁煙のため、受託業者はこれに従うこと。

10. 本件には以下の費用を含むこと

- (1) システム初期導入費（初期導入費が必要な場合に限る）
 - 1) システム構築費（受託業者側でのサーバなどの初期設定費用）
 - 2) 端末設定費用：当院の既存のPCにSPDシステムが利用できるように設定する。
 - 3) ハードウェア機器費用（USBバーコードリーダーの準備が必要な場合に限る。）
バーコードリーダーは当院の所有物品とする。
- (2) 管理費（令和8年4月1日～令和11年3月31日）
- (3) 院外倉庫費用 一式
- (4) 令和8年4月1日～令和11年3月31日の期間に想定される物品購入費用（詳細は、別表参照）

（要求者）

所属部課名 Q S T病院 看護部
氏 名 堤 弥生